主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人大橋一郎の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、により主文のとおり決定する。

昭和二六年四月六日

最高裁判所第二小法廷

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

裁判長裁判	官	霜	山	精	_
裁判	官	栗	Щ		茂
裁判	官	/]\	谷	勝	重
裁判'	È	藤	田	八	郎